

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和3年度実施政策)

(総務省R3-19)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策19:消防防災体制の充実強化		担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等			作成責任者名	消防庁総務課長 石山 英顕		
	政策の概要			国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。			分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:国民の身体、生命及び財産を火災から保護し、水火災、地震等の災害を防除し、これらの災害の被害の軽減を図る。 [中間アウトカム]:消防団及び自主防災組織等を中心とした地域防災力の向上 常備消防を中心とした自治体の消防・防災及び危機管理機能の強化 緊急消防援助隊の登録隊数の増加を中心とした大規模災害時等の広域応援体制の充実						政策評価実施予定時期	令和5年8月		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度				
緊急消防援助隊の機能を強化すること	大規模災害等が発生した場合のため緊急消防援助隊の充実強化を実施	① 緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標> ※緊急消防援助隊とは大規模・特殊災害時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度	6,441隊 (令和2年4月1日現在)	令和元年度	6,600隊程度	令和5年度	6,600隊程度(令和5年度まで)			東日本大震災における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的非常災害への対応力を高めるため、第四期基本計画(令和元年～5年度)に基づき部隊規模を6,600隊に増隊することとし、緊急消防援助隊の充実強化を行う。なお、令和5年度までに6,600隊に増隊することが目標であり、令和2年度、3年度及び4年度の年度ごとの目標はない。  【参考】 5,978隊(平成30年4月1日現在)
							6,546隊 (令和3年4月1日現在)	-	-	
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	消防防災体制の充実強化のため消防の広域化を推進	② 消防組織法に基づき広域化が実現した市町村の組合せ数(ブロック数)(累計値) <アウトカム指標>	54ブロック (令和2年3月31日現在)	令和元年度	実現ブロック数(累計値)の増加	令和6年度	実現ブロック数(累計値)の増加(令和6年度まで)			一般論として、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいことから、消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策と言える。このことを踏まえると、広域化の実現が施策目標の達成に繋がるものと考えられることから、広域化が実現した市町村の組合せ数(ブロック数)を測定指標として設定。 なお、広域化の実現に当たっては、市町村等における合意形成に相当の時間を要することを踏まえ、年度ごとの目標は定めず、消防の広域化の推進期限である令和6年度までに、これまで以上に実現ブロック数を増加させることとした。  【参考】 40ブロック(平成28年3月31日現在) 50ブロック(平成30年3月31日現在) 54ブロック(令和2年3月31日現在)
							56ブロック (令和3年4月1日現在)	-	-	
大規模地震時の消防水利確保のため、耐震性貯水槽の整備を推進	耐震性貯水槽の整備数、整備計画の把握 <アウトカム指標> 耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	3	年1回 120,515基 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	令和元年度値以上 整備数(累計値)の増加	令和4年度	令和元年度値以上<アウトカム指標> 整備数(累計値)の増加<アウトカム指標>			大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予想される。こうした大規模災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。  【参考】 117,340基(平成30年4月1日現在) 113,009基(平成29年4月1日現在)
							120,050基 (465基減)	-	-	

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進	4	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.4% (平成30年中)	令和元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	2.4% (0%)	—	—	救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、平成21年に厚生労働省と共同で都道府県に実施基準の策定と実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから指標として設定。
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.6% (平成30年中)	令和元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	3.6% (0%)	—	—	※「受入照会回数4回以上」については、消防白書等において、選定困難事案の基準として採用している。
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	1.7% (平成30年中)	令和元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	1.7% (0%)	—	—	※消防庁では、各都道府県の救急業務に関する取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の紹介といったフォローアップに取り組むとともに、メディカルコントロール体制の強化、緊急度判定などの施策を通じ搬送・受入体制の強化を図り選定困難事案の解消にも努めており、それら施策の指標として、受入医療機関の選定困難事案の割合は有効である。
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.6% (平成30年中)	令和元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	2.8% (0.2%増)	—	—	【参考】 (平成29年中) 重症以上傷病者搬送事案 2.2% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.3% 小児傷病者搬送事案 1.7% 救命救急センター等搬送事案 2.5% (平成28年中) 重症以上傷病者搬送事案 2.3% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.5% 小児傷病者搬送事案 2.0% 救命救急センター等搬送事案 2.6%
	5	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	50.7% (平成30年中)	令和元年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	令和4年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	50.7% (0%)	—	—	119番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平均8.7分(平成30年中)であり、この間に現場に居合わせた人による応急手当が実施されることで大きな救命効果が期待される。救急業務の一環として、応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。	
							—	—	—	【参考】 49.9%(平成29年中) 48.9%(平成28年中)		
	6	海外被災地において効果的に捜索救助活動をするため、国際消防救助隊員に対する教育訓練を実施	国際消防救助隊の教育訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間224人	令和元年度	年間200人	令和4年度	年間200人	年間200人	年間200人	国際消防救助隊(※)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながることを踏まえて、全ての国際消防救助隊員(599人)が、3か年を1サイクル(令和2年度～令和4年度)とする訓練・研修等に参加することにより、高いレベルでの救助技術の均一化を図るための目標として設定。	
								116人	—	—	(※)国際消防救助隊(International Rescue Team of Japanese Fire-Service (IRT-JF))は、国際緊急援助隊の救助チーム等の一員として派遣される消防吏員等で構成され、我が国消防が培ってきた高度な救助技術と能力を海外の被災地で発揮し、国際緊急援助に貢献している。  【参考】 231人(平成30年度) 209人(平成29年度)	

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進	7 耐震化の状況を調査し、耐震化の推進の必要性について通知等により周知 <アウトプット指標> 防災拠点となる公共施設等の耐震化率 <アウトカム指標>	年1回 94.2% (平成31年3月31日現在)	令和元年度	令和元年度以上 耐震化率の増加 (対前年度増)	令和4年度	令和元年度以上<アウトプット指標> 耐震化率の増加(対前年度増)<アウトカム指標>			公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震化率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。  【参考】 93.1%(平成30年3月31日現在) 92.2%(平成29年3月31日現在)
消防団等地域防災力を強化すること	消防団の充実強化や自主防災組織の活動の活性化のため、地方公共団体への助言・各種予算事業を実施	⑦ 女性消防団員数 <アウトカム指標>	26,625人 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	団員数の増加	令和4年度	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	日本各地で様々な災害や火災が相次いでおり、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっている中、我が国の人口減少、少子高齢化などにより、地域防災力の中核的役割を果たす消防団の団員数は減少傾向にある。 こうした中で、地域住民の安心・安全の確保のために、消防団員の確保など、地域防災力の充実強化を一層図ることが肝要であり、女性や学生、被雇用者の入団促進に向けた取組を推進することにより、消防団員の確保及び地域における総合的な防災力の強化につながることから、当該目標を指標として設定。  (消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合) 「消防団協力事業所表示制度」とは、従業員が消防団に相当数入団していたり、消防団に資機材等を提供するなど、消防団活動に協力する事業所を顕彰する制度。一部の地方公共団体においては、入札における加点等の消防団協力事業所に対する支援策が設けられている。  【参考】 (平成30年4月1日現在) 女性消防団員数 25,981人 学生消防団員数 4,562人 消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合 76.4% (平成29年4月1日現在) 女性消防団員数 24,947人 学生消防団員数 3,995人 消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合 74.6%
		⑧ 学生消防団員数 <アウトカム指標>	5,189人 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	団員数の増加	令和4年度	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	【参考指標】 ○消防団等充実強化アドバイザー派遣回数 令和元年度27回、平成30年度28回、平成29年度29回 ○女性消防団員が所属している消防団の割合(女性消防団員が所属している消防団数/消防団数) 令和元年度72.8%、平成30年度71.7%、平成29年度69.1% ○学生消防団活動認証制度を導入している市町村の割合(学生消防団活動認証制度を導入している市町村数/大学等が管内に所在する市町村数) 令和元年度49.5%、平成30年度45.4%、平成29年度32.2%
		9 自主防災組織の組織活動カバー率 <アウトカム指標>	84.1% (平成31年4月1日現在)	令和元年度	カバー率の増加 (対前年度増) (自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数/全世帯数)	令和4年度	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	特に大規模災害時には、道路、橋りょう等の交通インフラが寸断されることで、常備消防を始めとする防災関係機関等の災害対応に支障を来す可能性があることを踏まえて、自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定。 ※「自主防災組織の組織活動カバー率」とは、全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。  【参考】 83.2%(平成30年4月1日現在) 82.7%(平成29年4月1日現在)

<p>アラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること</p>	<p>災害時に住民へ防災情報を伝達し警戒を呼び掛けるため防災行政無線の整備を実施</p>	<p>10</p>	<p>市町村防災行政無線(同報系)の整備率 &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>86.6% (平成31年3月31日現在)</p>	<p>令和元年度</p>	<p>整備率の増加 (対前年度増)</p>	<p>令和4年度</p>	<p>整備率の増加 (対前年度増)</p>	<p>整備率の増加 (対前年度増)</p>	<p>整備率の増加 (対前年度増)</p>	<p>市町村防災行政無線(同報系)は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。災害時には、一刻も早く住民に警報等の防災情報を伝達し、警戒を呼び掛けることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であるが、まだ未整備の自治体も存在している。市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化し、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自治体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、市町村が適切に災害情報等を市民に伝達できるよう消防庁が実施しているアドバイザーの派遣について参考として実施市町村数を下記に示す。</p> <p>【参考1】 ○市町村防災行政無線(同報系)の整備率 83.8%(平成29年3月31日現在) 84.1%(平成30年3月31日現在) 86.6%(平成31年3月31日現在)</p> <p>【参考2】 ○アドバイザー派遣 実施市町村数 令和元年度 29箇所 平成30年度 25箇所 平成29年度 37箇所</p>
<p>消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること</p>	<p>消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保するためシステムのコスト削減</p>	<p>11</p>	<p>消防庁所管システムの運用・保守経費 &lt;アウトカム指標&gt;</p>	<p>687,750千円</p>	<p>平成25年度</p>	<p>3割以上の削減 (対基準年度)</p>	<p>令和3年度</p>	<p>基準年度と比較して3割以上の減少 (令和3年度までの目標値)</p>			<p>情報システムの効率的な運用が求められている現状を踏まえて、消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから指標として設定。</p> <p>なお、「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)」及び「総務省デジタル・ガバメント中長期計画(平成30年6月22日総務省行政情報化推進委員会決定)」において、主要測定指標(KPI)として「運用コストを平成25年度比で3割削減」とされたことを受け、これに合わせ目標値を設定。</p> <p>【参考】 630,133千円(平成29年度) 641,192千円(平成30年度)</p>
<p>消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること</p>	<p>消防庁及び地方公共団体の災害対応能力向上のため訓練を実施</p>	<p>12</p>	<p>消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>80回</p>	<p>平成30年度</p>	<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>令和4年度</p>	<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。訓練実施回数については、年度によって差が生じるものの、例年80回前後で推移していることを踏まえ、平成30年度の実績値である80回を基準値とする。</p> <p>【参考】 84回(令和元年度) 80回(平成30年度) 82回(平成29年度)</p>
<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>令和4年度</p>	<p>訓練の実施 (基準年度程度)</p>	<p>令和4年度</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について」に基づき継続的に進めているところであり、「住宅防火防災推進シンポジウム」への参画、高齢者に対し火災予防の注意喚起を行う「住宅防火・防災キャンペーン」の実施、広報用映像資料の制作・配布等住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災件数の減少が見込まれる。住宅火災による死者数を減らすためにも住宅火災件数を減少させることが必要であることから、住宅火災件数を指標として設定。</p> <p>【参考】 住宅火災件数 10,489件、住宅火災死者数 889人(平成29年中) 住宅火災件数 10,523件、住宅火災死者数 885人(平成28年中) ※住宅火災件数については放火を、住宅火災死者数については放火自殺者等を除く。</p>
<p>火災予防対策を推進すること</p>	<p>住宅火災における被害軽減のため防火対策に関する啓発を実施</p>	<p>13</p>	<p>住宅火災件数 &lt;アウトカム指標&gt;</p>	<p>10,269件 (平成30年中)</p>	<p>令和元年度</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>令和4年度</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について」に基づき継続的に進めているところであり、「住宅防火防災推進シンポジウム」への参画、高齢者に対し火災予防の注意喚起を行う「住宅防火・防災キャンペーン」の実施、広報用映像資料の制作・配布等住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災件数の減少が見込まれる。住宅火災による死者数を減らすためにも住宅火災件数を減少させることが必要であることから、住宅火災件数を指標として設定。</p> <p>【参考】 住宅火災件数 10,489件、住宅火災死者数 889人(平成29年中) 住宅火災件数 10,523件、住宅火災死者数 885人(平成28年中) ※住宅火災件数については放火を、住宅火災死者数については放火自殺者等を除く。</p>
<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>令和元年度</p>	<p>件数の減少 (対前年度減)</p>	<p>令和4年度</p>	<p>10,058件 (211件減) (令和元年中)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について」に基づき継続的に進めているところであり、「住宅防火防災推進シンポジウム」への参画、高齢者に対し火災予防の注意喚起を行う「住宅防火・防災キャンペーン」の実施、広報用映像資料の制作・配布等住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災件数の減少が見込まれる。住宅火災による死者数を減らすためにも住宅火災件数を減少させることが必要であることから、住宅火災件数を指標として設定。</p> <p>【参考】 住宅火災件数 10,489件、住宅火災死者数 889人(平成29年中) 住宅火災件数 10,523件、住宅火災死者数 885人(平成28年中) ※住宅火災件数については放火を、住宅火災死者数については放火自殺者等を除く。</p>

危険物事故対策を推進すること	国民の安全確保のため危険物事故対策を実施	14	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	580件 (平成27年～令和元年度の平均)	令和元年度	件数の減少 (対前回比減)	令和4年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	危険物施設における事故件数は、近年は高水準で推移している現状を踏まえて、危険物等事故防止対策情報連絡会の開催等危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。  【参考】 581件(平成26年～平成30年の平均) 572件(平成25年～平成29年の平均)
コンビナート災害対策等を推進すること	国民の安全確保のためコンビナート災害対策等を実施	15	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	267件 (平成27年～令和元年度の平均)	令和元年度	件数の減少 (対前回比減)	令和4年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	平成6年以降、事故件数は増加傾向にあり、近年は、250件前後で推移している現状にあることを踏まえて、石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	技術基準等の改正や政策等への科学技術の反映のため研究開発を実施	16	社会実装に向けて研究段階が進行した研究開発の件数 ＜アウトカム指標＞ 【参考指標】消防防災に関する技術シーズとニーズのマッチングイベントへの参画回数	4件 【参考指標】1回	令和元年度	件数の増加 (対基準年度増)	令和4年度	件数の増加 (対基準年度増)	件数の増加 (対基準年度増)	件数の増加 (対基準年度増)	消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。
達成手段 (開始年度)				予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和3年度行政事業 レビュー事業番号
				令和元年度	令和2年度	令和3年度					
(1)	緊急消防援助隊の機能強化 (平成16年度)			※5			1	※5			0172
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化 (昭和28年度)			※5			2～7	※5			0173
(3)	消防団等地域防災力の充実強化 (平成20年度)			※5			8・9	※5			0174
(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化 (平成21年度)			※5			10	※5			0175
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保 (平成19年度)			※5			11・12	※5			0176
(6)	火災予防対策の推進 (平成20年度)			※5			13	※5			0177
(7)	危険物事故防止対策の推進 (平成20年度)			※5			14	※5			0178
(8)	コンビナート災害対策等の推進 (平成20年度)			※5			15	※5			0179
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費 (平成15年度)			※5			16	※5			0180
(10)	消防防災施設等の災害復旧に必要な経費 (復興庁からの移替え) (平成24年度)			※6			—	※6			2021-復興-20-0028

(11)	福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域での消防活動等に要する経費(原子力災害避難指示区域消防活動費交付金)(復興庁からの移替え)(平成25年度)	※6	—	—	※6	2021-復興-20-0029		
(12)	緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金)(復興庁からの移替え)(平成25年度)	※6	—	—	※6	2021-復興-20-0030		
(13)	消防組織法(昭和22年)消防法(昭和23年)	—	—	—	1~16	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。		
政策の予算額・執行額		19,374百万円 (16,958百万円)	21,714百万円 (19,661百万円)	10,684百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年 6月21日	被災者の迅速な救命・救助や被害の最小化を図るため、ISUTなどのICTを活用した情報共有、域外からの緊急援助体制や広域化を始めとした消防体制の強化を行うとともに、応援体制に加え、受援等災害対応の運用の基盤の確立を図る。国及び地方自治体の災害救助体制や消防団を中核とした地域防災力の充実強化、行政・NPO・ボランティア等の三者連携の強化及びコーディネート人材の育成、自主防災組織等の育成・教育訓練、防災拠点等となる学校等公共施設等の耐震化などの防災・避難所機能強化、新技術を活用した河川管理の高度化・避難の迅速化等により、地域の災害対応力の向上を図る。被災地の早急な復旧・復興に向けて、緊急災害対策派遣隊の体制・機能の拡充・強化、地方自治体職員の中長期派遣体制整備に取り組む。被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者支援制度の充実や福祉との連携を検討する。南海トラフ地震に備えた計画的避難体制を確立するとともに、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。 安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。災害派遣医療チームの強化された司令塔機能の活用等を進めるとともに、医療活動訓練等において医療モジュールの実証を推進する。「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。
						第198回国会総務大臣所信表明	平成31年 2月14日	昨年は、大阪北部地震、七月豪雨、台風第二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な災害が相次ぎました。こうした状況に鑑み、第二次補正予算において、七百億円を特別交付税の総額に加算しました。災害からの復旧・復興に向け、被災地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応します。 また、南海トラフ地震、大規模風水害及び放射性物質、生物剤又は化学剤などによるテロ災害に対応するための緊急消防援助隊の強化、消防団の団員の入団促進や処遇の改善、さらに、災害時における、より効果的な活動を図るための救助用資機材の更なる配備などによる地域防災力の充実強化などを推進し、消防力を強化します。 加えて、G20大阪サミットや東京オリンピック・パラリンピックなどの開催に向けた安心・安全対策や、聴覚・言語機能障害者が音声によらない一―九番通報を行うことができるシステムの全国展開、災害時の情報伝達手段の強化などを進めます。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 総務省令和3年度行政事業レビュー([https://www.soumu.go.jp/menu\\_yosan/jigyuu3.html](https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyuu3.html))を参照。

※6 復興庁令和3年度行政事業レビュー(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20210420101240.html>)を参照。